

情報倶楽部

2022年2月

No. 250

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

所得税

★ 休業手当

Q. コロナの影響を受けて、従業員に休業手当を支給して、店を一時休業させました。
この手当は、どのように取り扱ったらいいですか？

A. 給与に含めます。

給与の支払を受ける人は、勤務先から支給される給料や賞与以外に労働基準法に規定されている各種の手当等の支給を受ける場合があります。

このうち、例えば労働基準法第76条の規定に基づく「休業補償」(労働者が業務上の負傷等により休業した場合に支給されるもの)は所得税法の規定により非課税とされていますが、お尋ねの「休業手当」については、そのような非課税規定はありませんので、支給の際には所得税の源泉徴収を行わなければなりませんし、また、年末調整の対象となる給与の総額に含めて計算する必要があります。

なお、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の規定に基づいて、勤務先から休業手当を受け取っていない雇用保険法の被保険者に対して国から直接給付される新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(この支援金に準じて被保険者でない労働者に支給される特別の給付金を含みます)については、税金は課されないこととなっていますので、年末調整の対象となる給与の総額に含めて計算する必要はありません。

★ 扶養控除の適用と所得金額調整控除の適用

Q. うち夫婦共稼ぎです。扶養控除はどちらか一方のみしか適用できないそうですが、所得金額調整控除の適用はどうなりますか？

A. 要件を満たせば、夫婦双方で適用を受けることができます。

同じ世帯に所得者が2人以上いる場合、これらの者の扶養親族に該当する人については、これらの者のうちいずれか一の者の扶養親族にのみ該当するものとみなされるため、いわゆる共働きの世帯の場合、一の扶養親族に係る扶養控除の適用については、夫婦のいずれかで受けることとなります。

他方、所得金額調整控除(子ども等)の適用については、扶養控除と異なり、いずれか一の者の扶養親族にのみ該当するものとみなされませんので、これらの者はいずれも扶養親族を有することとなります。そのため、いわゆる共働きの世帯で、扶養親族に該当する年齢23歳未満の子がいる場合は、夫婦の双方で所得金額調整控除(子ども等)の適用を受けることができます。

なお、所得金額調整控除の対象となる者は、その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で次の人です。

- イ. 本人が特別障害者に該当する者
- ロ. 年齢23歳未満の扶養親族を有する者
- ハ. 特別障害者である同一生計配偶者を有する者
- ニ. 特別障害者である扶養親族を有する者

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020006-075.pdf>

★ 扶養親族の所得が多かった場合

Q. 子どもがバイトをし過ぎて、扶養親族に該当しなくなったようです。年末調整が終わっていますが、どうしたらいいですか？

A. 従業員の親族が控除対象扶養親族や年齢23歳未満の扶養親族に該当するかは、原則として、その年の12月31日の現況により判定することとされていますが、「給与所得の扶養親族申告書」や「所得金額調整控除申告書」は、それより早く提出されるため、その提出の日の現況に基づいて見込みにより判定を行うこととなります。

その結果、見込みとその年12月31日の現況が異なり、その従業員等の親族が控除対象扶養親族や年齢23歳未満の扶養親族に該当しなくなった場合は、扶養控除や所得金額調整控除(子ども等)は適用されないこととなります。

ご質問の場合、お子さんが見積りより所得金額が多くなり、扶養控除も所得金額調整控除も適用が受けられなくなったということでしょうから、勤務先に提出された「給与所得者の扶養控除等申告書」については異動事項を申告を受け、また「所得金額調整控除申告」についても記載内容の訂正をして勤務先に依頼するなどして年末調整を再計算することとなります。

勤務先に「給与所得者の扶養控除等申告書」、「所得金額調整控除申告」の訂正の依頼が出来なかった場合は源泉徴収票を基に確定申告してください。

★ 退職所得がある場合の配偶者特別控除

Q. 妻が年末に勤務していた会社を退職しました。給与所得は125万円でした。退職金は源泉税が控除されて支給されたとのことでしたので、申告は不要なのですが、この場合、私は配偶者特別控除の適用を受けることはできますか？

A. 奥さんの退職所得がいくらかによります。

配偶者特別控除の適用を受けるには、あなたの合計所得金額が1,000万円を超えていないことに加えて、配偶者の合計所得金額が133万円以下であることが必要です。

この合計所得金額とは、純損失や雑損失の繰越控除の適用がないものとして計算した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいいます。

ご質問は、あなたの所得要件は満たしており、奥さんの給与所得が125万円で、退職金については源泉税が差し引かれているので、配偶者特別控除の適用が受けられるのではということでしょうが、先にふれたように、配偶者特別控除の適用を受けるには、奥さんの合計所得金額が133万円以下でなければなりません。合計所得金額には退職所得金額が含まれますので、奥さんの退職所得金額が8万円以下であれば適用を受けることができますし、8万円を超えていけば受けられないこととなります。

退職所得の確定申告は必要ありませんが、ご本人の源泉徴収票で配偶者特別控除の適用を受けていた場合、退職所得金額が8万円を超えていたときはご本人の確定申告が必要になります。

贈 与 税

★ 令和4年税制改正 住宅取得等資金の贈与

Q. 令和4年の税制改正では、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の取扱いが改正になるとか。どのようになるのですか？

A. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置は、次のようになります。

- ① 適用期限が令和5年12月31日まで延長される。
- ② 非課税限度額が、住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期にかかわらず、住宅取得等資金の贈与を受けて新築等をした次に掲げる住宅用家屋の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。
 - イ. 耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋 1,000万円
 - ロ. 上記以外の住宅用家屋 500万円
- ③ 適用対象となる既存住宅用家屋の要件について、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅用家屋(登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなす)であることを加える。
- ④ 受贈者の年齢要件を18歳に引き下げる。

この改正は、令和4年1月1日(④は同年4月1日)以後の贈与について適用されます。

令和4年度税制改正大綱 18 ページ

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/20211224taikou.pdf